

第 11 章 条例準備書に対する審査結果と 指定開発行為者の見解

第 11 章 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

「(仮称)加工食品工場建設計画に係る条例環境影響評価審査書」(平成31年3月5日公告、川崎市長)の送付を受け、この条例審査書の市長の意見に対する指定開発行為者の見解及びこれらを踏まえて条例準備書の内容に検討を加えた結果は、表11-1(1)～(5)に示すとおりである。

本事業の実施にあたっては、条例審査書で指摘された事項を遵守し、周辺環境の保全により一層の配慮のうえ事業を進める計画である。

表 11-1 (1) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項 目		条例審査書の審査結果及び内容
(1) 全 般 的 事 項	全般的事項	<p>本指定開発行為は、加工食品工場の建設であり、①<u>工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を実施するとともに、本審査結果の内容を確実に遵守すること。</u></p> <p>また、②<u>工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ること。</u></p>
(2) 個 別 事 項	ア 大気質	① <u>計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。</u>
	イ 悪臭	<p>(ア) <u>既存施設を事例として予測しているが、①本計画施設の設備については最新の脱臭効果を有する設備の導入を検討すること。</u></p> <p>(イ) <u>事業所内は既存の食品製造施設があり、これらの施設の一部は臭気を発生させる施設があることから、②本計画施設の供用時には、既存施設も含めた排出状況や調査時の気象状況を勘案のうえ、周辺に及ぼす影響を適切に把握するよう調査を行うこと。</u></p> <p>(ウ) <u>③計画地が住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。</u></p>
	ウ 土壌汚染	① <u>土壌汚染が確認された場合には、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、土壌調査・対策の実施に当たっては、市関係部署と協議すること。</u>

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
① 本事業の実施にあたっては、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、条例審査書の内容を確実に遵守します。	—	—
② 周辺住民等に対して工事着手前にチラシを配布する等により、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ります。	—	—
① 計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。	—	—
① 本計画施設の設備については最新の脱臭効果を有する設備の導入を検討します。	—	—
② 川崎事業所においては、敷地境界付近における臭気のモニタリング調査を年に2回程度実施しています。本計画施設の供用後の調査の実施にあたっては、既存施設も含めた排出状況や調査時の気象状況を勘案のうえ行ってまいります。	第4章 環境影響評価 1 大気 1. 2 悪臭 (3) 予測及び評価 【条例準備書：p. 147】	環境保全のための措置として、川崎事業所敷地境界付近において実施している臭気のモニタリング調査に関する項目を追加しました。 【条例評価書：p. 147】
③ 計画地が住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。	—	—
① 計画地の土壌について調査を行った結果、一部で土壌汚染が確認（六価クロム、砒素、ふっ素、鉛）されました。このため、今後対策の実施にあたっては、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、市関係部署と協議を進めながら、周辺に影響を及ぼすことがないよう適切な対応を行ってまいります。	—	—

表 11-1(2) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例審査書の審査結果及び内容
<p>(2) 個別事項</p> <p>エ 緑（緑の質、緑の量） （ア）緑の質</p>	<p>a <u>緑化計画地は緑地構想エリアの1/4程度の面積であるため、①適切な緑の回復育成がなされるように、緑地構想エリア全体の計画を想定して事業を進めること。</u></p> <p>b 植栽予定樹種については、市全域の潜在自然植生から選定しているが、計画地の立地評価に適合した種を選定すべきであることから、<u>②植栽予定樹種を再検討して条例環境影響評価書（以下「条例評価書」という。）に示すこと。</u></p> <p>c 緑化計画地はまとまった広さが確保されることから、<u>③排水に配慮し、生育を確保するなどのためにマウンドを造成すること。</u></p> <p>d 計画地の土壌は還元化が確認されていることから、<u>④具体的な対策とともに客土の土性を条例評価書に示すこと。</u></p> <p>e <u>⑤樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。</u></p>
<p>（イ）緑の量</p>	<p><u>①新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。</u></p>

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
① 本事業における緑化計画地は、緑地構想エリアの1/4程度の面積であることから、適切な緑の回復育成がなされるように、緑地構想エリア全体の計画を想定しながら事業を進めます。	—	—
② 計画地の立地評価（多摩川沿い、河川敷沿いであること）を踏まえ、植栽予定樹種について再検討を行い、その結果を条例評価書に記載しました。	<p>第1章 指定開発行為の概要</p> <p>4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯及び内容</p> <p>(8) 緑化計画 【条例準備書：p. 27】</p> <p>第4章 環境影響評価</p> <p>3 緑</p> <p>3. 1 緑の質</p> <p>(1) 現況調査 【条例準備書：p. 168】</p> <p>(3) 予測 【条例準備書：p. 172】</p>	<p>植栽予定樹種について、計画地の立地評価を踏まえ、耐潮性、耐風性のある樹種を選定しました。 【条例評価書：p. 27】 【条例評価書：p. 168】</p> <p>また、選定した樹種について、川崎市緑化指針に基づく環境圧に対する適応力について整理し、その結果を記載しました。 【条例評価書：p. 172】</p>
③ 植栽基盤の整備にあたっては、透水シートを設けるなど排水に配慮するとともに、植栽樹木に応じて適切な土壌厚を確保できるようにマウンドの造成を行ってまいります。	—	—
④ 計画地の土壌は還元化が確認されていることから、客土を使用することとし、その土性を条例評価書に記載しました。	<p>第4章 環境影響評価</p> <p>3 緑</p> <p>3. 1 緑の質</p> <p>(4) 環境保全のための措置</p> <p>(5) 評価 【条例準備書：p. 174】</p>	<p>計画地の土壌は還元化が確認されていることを踏まえ、環境保全のための措置として、土壌の還元化に対応する良質な土壌を使用することを記載しました。 【条例評価書：p. 174】</p>
⑤ 樹木の植栽に当たっては、植栽の時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議しながら計画を進めてまいります。	—	—
① 川崎事業所において実施している年間の維持管理計画に併せ、新たに植栽する樹木等についても適正な管理及び育成に努めてまいります。	—	—

表 11-1 (3) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項 目	条例審査書の審査結果及び内容
(2) 個別事項	
オ 騒音	<p>計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、①<u>条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、②工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。</u></p>
力 廃棄物等(産業廃棄物、建設発生土) (ア)産業廃棄物	<p>①<u>産業廃棄物の資源化方法については、できる限り条例評価書に示すこと。</u></p>
(イ)建設発生土	<p>①<u>処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。</u></p>
キ 景観	<p>①<u>建物の形状、外壁の色彩等については、当該地区の景観形成方針を踏まえ、市関係部署と十分協議すること。</u></p>

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
① 工事の実施にあたっては、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。	—	—
② 周辺住民等に対して工事着手前にチラシを配布する等により、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について周知を図ります。	—	—
① 産業廃棄物について、より具体的な再資源化方法を条例評価書に記載しました。	第4章 環境影響評価 5 廃棄物等 5.2 産業廃棄物 (3) 予測及び評価 【条例準備書：p. 256】	供用時の産業廃棄物のうち、動植物性残さ、汚泥、金属くずについて、より具体的な再資源化方法を記載しました。 【条例評価書：p. 256】
① 処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を川崎市に報告します。	—	—
① 建物の形状、外壁の色彩等については、川崎市景観計画や多摩川景観形成ガイドラインにおける景観形成方針を踏まえ、市関係部署と協議します。	—	—

表 11-1(4) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項 目	条例審査書の審査結果及び内容
(2) 個別事項	
ク 地域交通(交通安全)	<p>計画地及び車両ルートが住宅地に近接していること、車両ルートが指定通学路になっていることから、<u>①交通安全を最優先するとともに、工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。②特に通学路の安全対策について、条例評価書に明確に記載すること。</u></p>
ケ 温室効果ガス	<p>味の素(株)温室効果ガス削減目標を踏まえて温室効果ガスの削減に取り組む必要があることから、<u>①施設の設計の際には、省エネルギー機器の導入等の削減効果の高い手法を十分に検討し、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。</u></p>

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
① 工事の実施にあたっては交通安全を最優先するとともに、周辺住民等に対して工事着手前にチラシを配布する等により、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ります。	—	—
② 車両ルートの交通安全については、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。 また、車両走行ルートの一部が指定通学路となっていることも踏まえ、通学する児童・生徒に対する安全対策について検討し、その結果を条例評価書に記載しました。	4章 環境影響評価 7 地域社会 7.1 地域交通 (交通混雑、交通安全) (3) 予測及び評価 【条例準備書：p. 306】 【条例準備書：p. 315】	通学する児童・生徒に対する交通安全対策として、工事中の大型車両や通勤車両、供用時の施設関連車両の運転手に対し、通学する児童・生徒に配慮するよう交通安全教育を行う旨を条例評価書に追記しました。 また、工事中の大型車両や供用時の施設関連車両の出入り口となる物流門付近の交通誘導員に指導を行う旨を条例評価書に記載しました。 【条例評価書：p. 306】 【条例評価書：p. 315】
① 施設の設計の際には、削減効果の高い手法を十分に検討するとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。 また、地球温暖化対策として温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組が求められていることから、当社全体の長期ビジョンとして「製品ライフスタイル全体でカーボンニュートラルとする」ことを掲げており、本計画施設の製造工程についても、コジェネレーションの増強をはじめとする省エネルギー活動の深化に取り組んでまいります。	—	—

表 11-1 (5) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項 目	条例審査書の審査結果及び内容
(3) 環境配慮項目に関する事項	<p>①条例準備書に記載した「有害化学物質」、「放射性物質」、「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。</p>
(4) 事後調査に関する事項	<p>事後調査については、工事中の「土壌汚染」及び供用時の「緑の質」を行うとしているが、①条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえて計画的な事後調査を行うこと。</p> <p>また、②事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えることなどにより、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。</p>

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
① 条例準備書に記載した「有害化学物質」、「放射性物質」、「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置について積極的な取組み、その具体的な実施の内容について川崎市に報告します。	—	—
① 事後調査の実施にあたっては、条例準備書に記載した事後調査計画の内容に加え、個別事項の指摘内容を踏まえ、計画的に実施します。	—	—
② 事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えることなどにより、生活環境の保全に支障が生じる場合は、すみやかに川崎市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を検討し講じてまいります。	—	—

